

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月22日
【会社名】	株式会社アーレスティ
【英訳名】	AHRESTY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 新
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市三弥町中原1番2号
【電話番号】	0532(65)2170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石丸 博
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町2丁目46番1号
【電話番号】	03(6369)8660(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石丸 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月18日開催の当社第94回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、並びに責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するための定款の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、高橋 新、石丸 博、野中 賢一、蒲生 新市、及び金田 尚之を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、見目 康夫、早乙女 唯夫、志藤 昭彦、及び浜村 承三を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額250百万円以内と定める旨の設定をするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額70百万円以内と定める旨の設定をするものであります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定の件

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の総数の上限を、公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が監査等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く）については年額45百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）については年額8百万円以内となる範囲内の個数とする旨の改定をするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	189,543	2,046	0	(注)1	可決(97.83%)
第2号議案				(注)2	
高橋 新	163,789	27,464	0		可決(84.54%)
石丸 博	187,428	3,825	0		可決(96.74%)
野中 賢一	187,416	3,837	0		可決(96.73%)
蒲生 新市	190,122	1,131	0		可決(98.13%)
金田 尚之	190,140	1,113	0		可決(98.14%)
第3号議案				(注)2	
見目 康夫	190,627	962	0		可決(98.39%)
早乙女 唯夫	142,344	49,245	0		可決(73.47%)
志藤 昭彦	186,089	5,500	0		可決(96.05%)
浜村 承三	147,948	43,641	0		可決(76.36%)
第4号議案	183,488	8,101	0	(注)3	可決(94.71%)
第5号議案	188,045	3,544	0	(注)3	可決(97.06%)
第6号議案	150,962	40,627	0	(注)3	可決(77.92%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上